

令和6年度「元気アップ教室」(一般介護予防事業)(後期実施分)業務企画提案方式公募選定要領

この要領は、令和6年度「元気アップ教室」(一般介護予防事業)後期(令和6年11月から令和7年2月)実施予定の業務を委託するため、企画提案方式(プロポーザル方式)にて公募選定する手続きについて必要事項を定めるものとする。

1 公募件数及び教室開催場所

- (1) 公募件数：1教室
- (2) 教室開催場所：地域包括支援センター山田管轄地域
(前田、川添、川島、十河、西植田、東植田)

2 業務の概要

- (1) 業務名
令和6年度「元気アップ教室」(一般介護予防事業)業務
- (2) 業務内容
令和6年度「元気アップ教室」(一般介護予防事業)(後期実施分)業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 契約期間
令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案上限額
提案上限額は、教室1回当たり21,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。
ただし、本事業実施のために会場借上費が発生した場合、1回当たり5,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限に、提案価格に加算できるものとする。
また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 参加資格

- (1) 仕様書の業務内容、実施体制を満たし、本要領7(1)カに定める書類が提出できる団体。
- (2) 本提案公募企画案提出時点で、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の開始がなされていないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。
ア 公募開始日から契約締結の日までの間に高松市指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止を受けている者

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。
- ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。
- エ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。
- オ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員等の統制の下にあるもの。
- カ 参加者を対象とした特定団体の営業行為に当たるもの。

4 日程

公募から事業者選定までのスケジュールの概要は以下のとおりとする。

内 容	日 時
提案公募関係資料の交付	令和6年5月13日（月）～6月 7日（金）
提案公募に関する質問受付期間	令和6年5月20日（月）～5月24日（金）正午
質問に対する回答期限	令和6年5月27日（月）午後5時
企画提案書等の申込受付	令和6年6月 4日（火）午前9時～6月 7日（金）午後5時
提案書等に対する質問への回答期限	令和6年6月13日（木）午後5時
提案選定結果の通知	令和6年6月中旬～下旬

5 公募関係資料の交付

(1) 交付資料

- ア 令和6年度「元気アップ教室」（一般介護予防事業）（後期実施分）業務企画提案方式公募選定要領（以下「本書類」という。）
- イ 令和6年度「元気アップ教室」（一般介護予防事業）（後期実施分）業務委託仕様書
- ウ 企画提案方式公募関係様式
 - 参加表明書（様式第1号）
 - 企画提案書（様式第2号）
 - 提案価格書（様式第3号）
 - 応募者概要書（様式第4号）
 - 業務実績書（様式第5号）

(2) 交付期間

令和6年5月13日（月）から同年6月7日（金）まで

(3) 交付方法

高松市ホームページ「もっと高松」よりダウンロード

6 質問及び回答

(1) 質問の方法

本公募に関する質問がある場合は、令和6年5月20日（月）から24日（金）正午までの間に、高松市ホームページ「もっと高松」にある本公募ページ内にあるリンクより専用ページに入

り、必要事項及び質問を入力すること。

質問は、本公募に必要な事項に限定する。

(2) 回答期限

令和6年5月27日(月)午後5時までに、提出された質問及び回答をホームページ内で公開します。

(3) 受け付けない項目

- ア 質問者の明らかな誤読
- イ 質問者の個人的な意見
- ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- エ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- オ 本提案公募に関係のないもの
- カ 他の応募者からの提案提出状況に関するもの
- キ 質問受付期間外に提出されたもの
- ク 6(1)以外の方法によるもの

(4) その他

質問に対する回答は、本書類、仕様書に対して、追加又は修正したものとみなす。

7 応募書類及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加表明書 (様式第1号)
- イ 企画提案書 (様式第2号)
 - (ア) 会場、日程、実施時間、実施内容を含めて提案すること。
 - (イ) 仕様書に沿った内容で、実施可能な内容を示すこと。
 - (ウ) 記述はできるだけ平易な表現(図表を含む)とすること。
 - (エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え、及び再提出は認めない。

ウ 提案価格書 (様式第3号)

提案価格書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。押印のない提案価格書を提出する場合は、提案価格書の余白に、責任者(事務を担当する部門の長)の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号(固定電話。設置していない場合は携帯電話)を記載すること。なお、押印がなく、上記の記載がない場合は無効となる。訂正した場合は、訂正箇所近くの余白に訂正した者の氏名をフルネームで記載すること。なお、訂正した者が当初記載された担当者と異なる場合は、記載欄の担当者欄に、訂正した者の氏名をフルネームで追記すること。

また、押印の有無にかかわらず、いずれの方法であっても金額の訂正は認められない。

エ 応募者概要書 (様式第4号)

オ 業務実績書 (様式第5号)

カ 団体が確認できる書類

【団体(法人)の場合】履歴事項全部証明書、定款・規約等の写し、役員・会員名簿

【団体（法人以外）の場合】代表者の住民票記載事項証明書、定款・規約等の写し、
役員・会員名簿

キ 高松市税の滞納がないことが証明できるもの

（滞納無証明書。ただし、提出日から直近1か月以内に発行されたものに限る。）

なお、高松市に事業所がない場合には、本社所在地での同様の証明書に変えることができます。

ク 「令和5～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」に登載されている事業者については、7（1）カについては提出を省略できるものとする。

(2) 書式 A4版（A3版片袖折りも可）

(3) 提出部数 紙ベース：原本1部、副本3部（コピー可） 計4部

(4) 応募書類の受付期間

令和6年6月4日（火）午前9時から同年6月7日（金）午後5時まで。

持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）により提出すること。

(5) 提出先

高松市健康福祉局 長寿福祉部 福祉事務所

長寿福祉課 介護予防係 担当 寒川

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

電話：087-839-2346 FAX：087-839-2352

電子メール：chouju@city.takamatsu.lg.jp

8 提出書類に対する質問

提出書類に疑義がある場合、市より質問することがある。

9 選定方法

応募書類を提出した事業者のうち、3参加資格を満たす者について、（1）の選定者が（2）ア選
定基準（別表1）に基づき書面により審査し、最も合計点数の高い事業案を採用する。

(1) 選定者

長寿福祉課長、長寿福祉課主幹、長寿福祉課課長補佐（介護予防担当）の合計3人

(2) 選定項目

ア 選定基準

別表1の選定項目による選定者3人の合計点（満点150点）で決定する。

ただし、合計点数が90点を下回るものは採用しない。

イ 選定者は、上記により受託者を選定できない場合は、選定者間で妥当性を検討し、総合的な観
点で判断し、提案事業案を選定する。

別表1 選定基準

選定項目		選定ポイント	配点
1	事業内容等	運動プログラムは特別な器具や設備を使用せず、自宅等で継続して実施できる内容となっているか。また、運動負荷は適切か。	15点
		教室終了後の運動継続に向けた働きかけがなされているか。 (運動方法の指導、継続のための意識づけ等)	15点
2	事業の計画性	参加者にとって、予定が立てやすい開催日時になっているか。 (月によって、開催日や時間にバラつきがないか等)	5点
3	安全管理体制	運動指導者は適切に配置されているか。また、事故発生時の連絡体制やマニュアル等の整備は適切か。	10点
4	同種の事業実績	元気な高齢者への運動指導の実績があり、成果を上げているか。	5点
計			50点

(3) 選定結果

ア 選定は、令和6年6月中旬～下旬を予定している。

イ 選定結果は応募者全員に文書で通知する。

なお、他の応募者にかかわる選定結果や自ら又は他の応募者にかかわらず、内容の問い合わせには応じない。

ウ 選定結果の公表

選定結果は、応募事業者へ通知後、高松市のホームページにて採用事業者と会場を公表する。

(4) 選定にあたっての留意事項

応募者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その者を選定の対象から外し、若しくは選定を取り消し、選定結果が次点の者から順に繰り上げて契約の相手とする。

ア 選定手続き業務に従事する職員若しくは関係者に対し、本件提案について不正に接触する行為
その他公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

イ 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合

ウ 申請書類等に虚偽の記載があった場合

エ その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合

オ 応募資格を満たしていないことが判明した場合

カ 応募者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合

キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないことを認めた場合

ク 契約締結日までに指名停止となった場合

10 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位

日本語及び日本国通貨、国際単位系による。

11 業務委託契約

(1) 契約内容

契約しようとする仕様や条件等については、選定された提案事業案を提出した事業者と協議を行い、決定する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要する。

ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

(4) 委託料の支払条件

各月完了払

12 契約書の作成

要

13 その他

(1) 応募書類の作成・提出に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 企画提案書の採用、不採用については書面により応募者に通知するものとする。

(3) 提案が採用された者であっても、契約手続の完了までは高松市との契約関係は生じない。

(4) 応募書類及び企画提案書は、返却しない。

(5) 提出された応募書類は、提出者に無断で委託事業者の選定以外に使用しないものとする。

(6) 企画提案書作成のために市から受領した資料は、市の許可なく公表・使用することはできない。

14 不当要求行為の排除対策

高松市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

※契約監理課ホームページ

[\(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/reikiyoukou/\)](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/reikiyoukou/)

15 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

16 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務などの履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒ メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。御留意ください。

詳しくは、契約監理課ホームページに掲載しています。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/reikiyoukou/